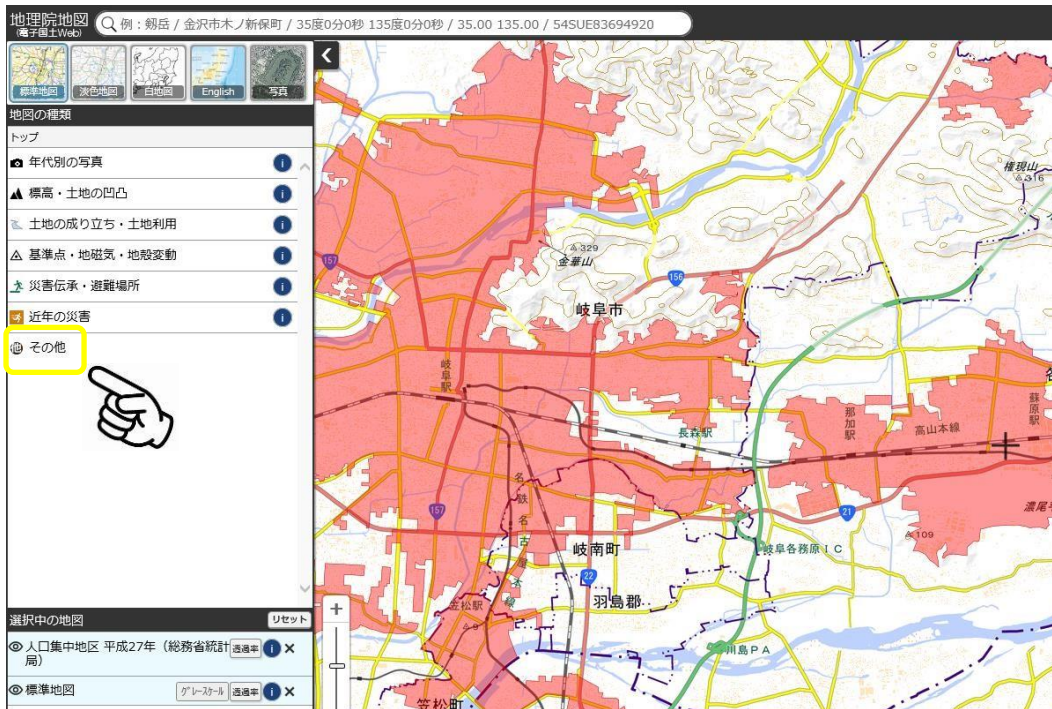
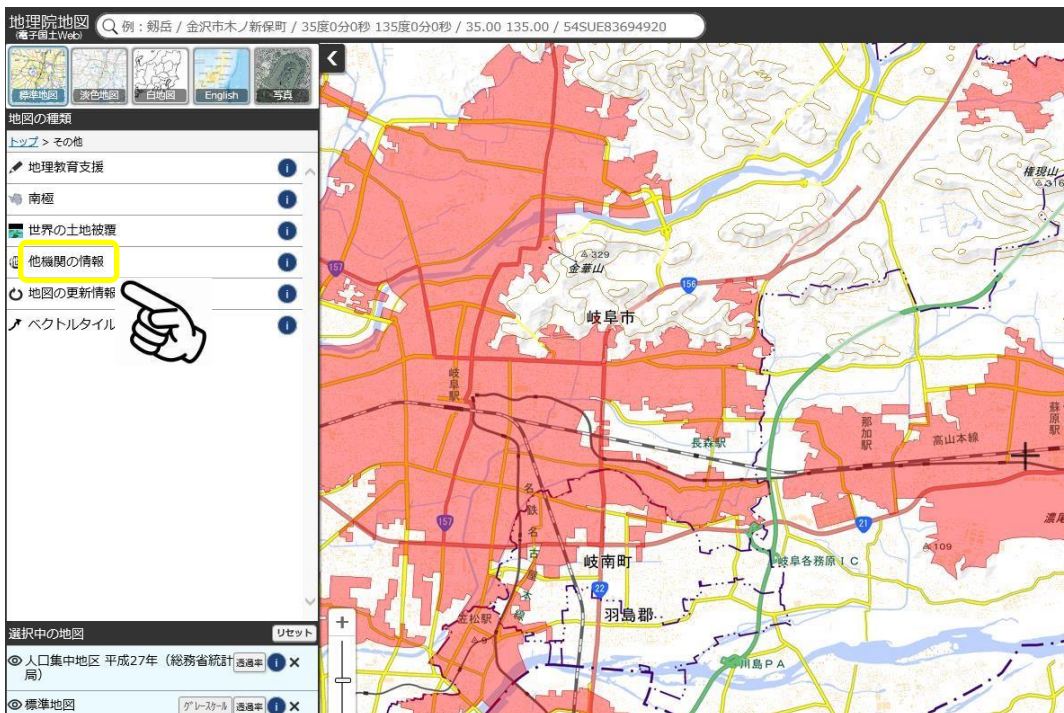


高さ制限の照会方法（高さ制限の問い合わせ方法）

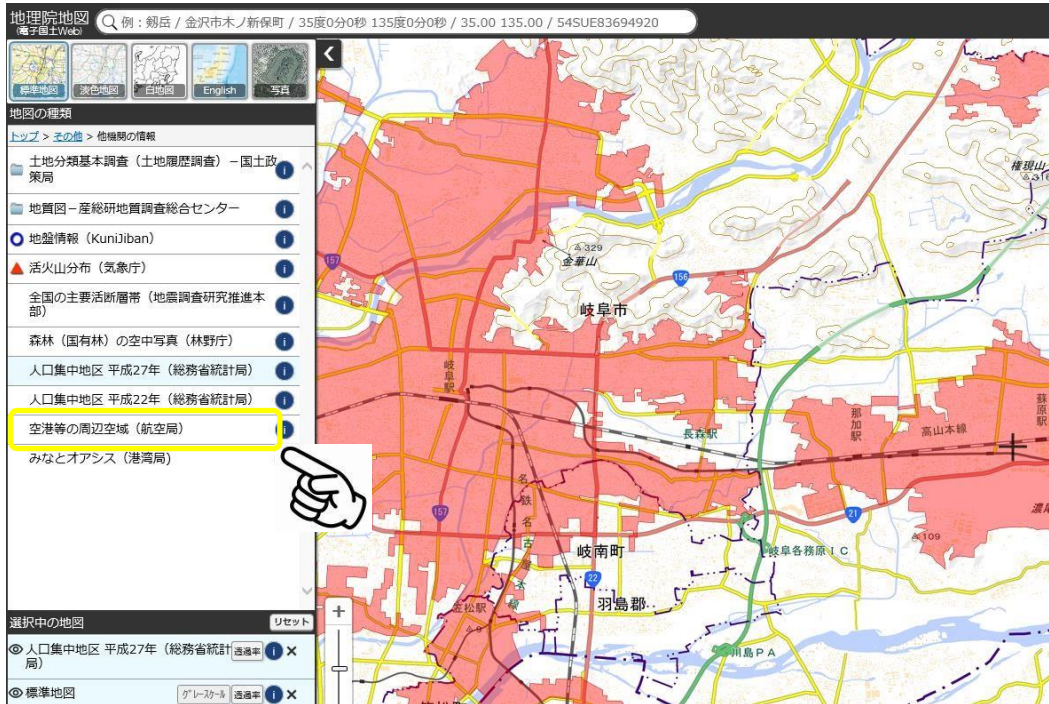
- 1 左側にメニューが出ますのでその他をクリックします（出ない場合は、画面左上の「地図」というアイコンをクリックしてください）。



- 2 他機関の情報をクリックします。



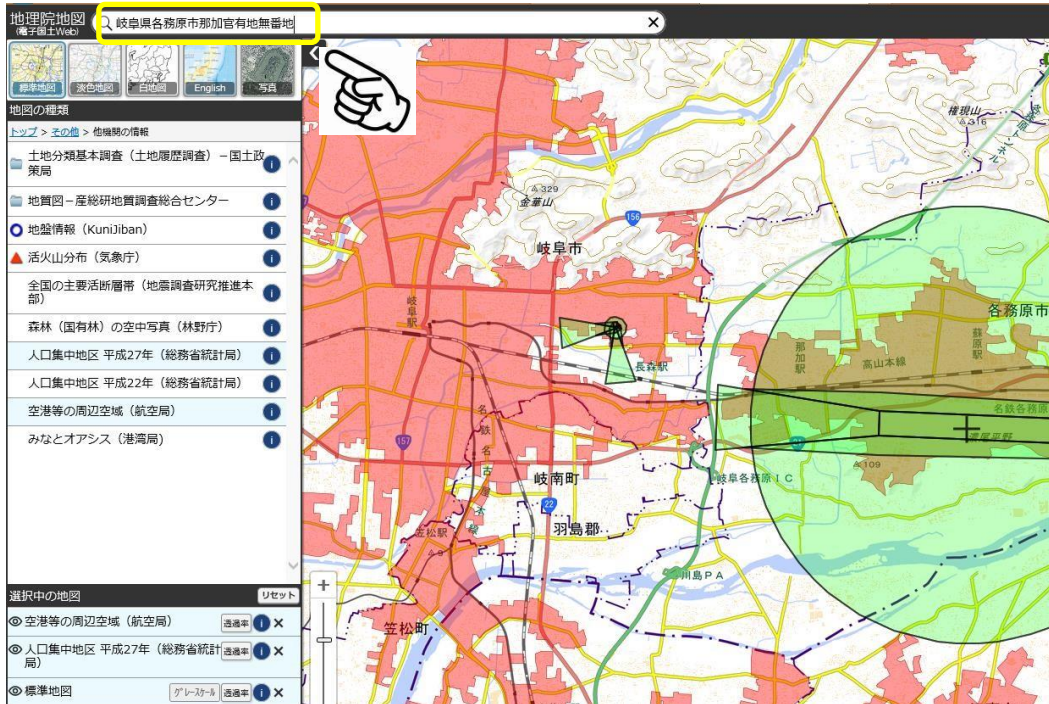
3 空港等の周辺空域（航空局）をクリックします。



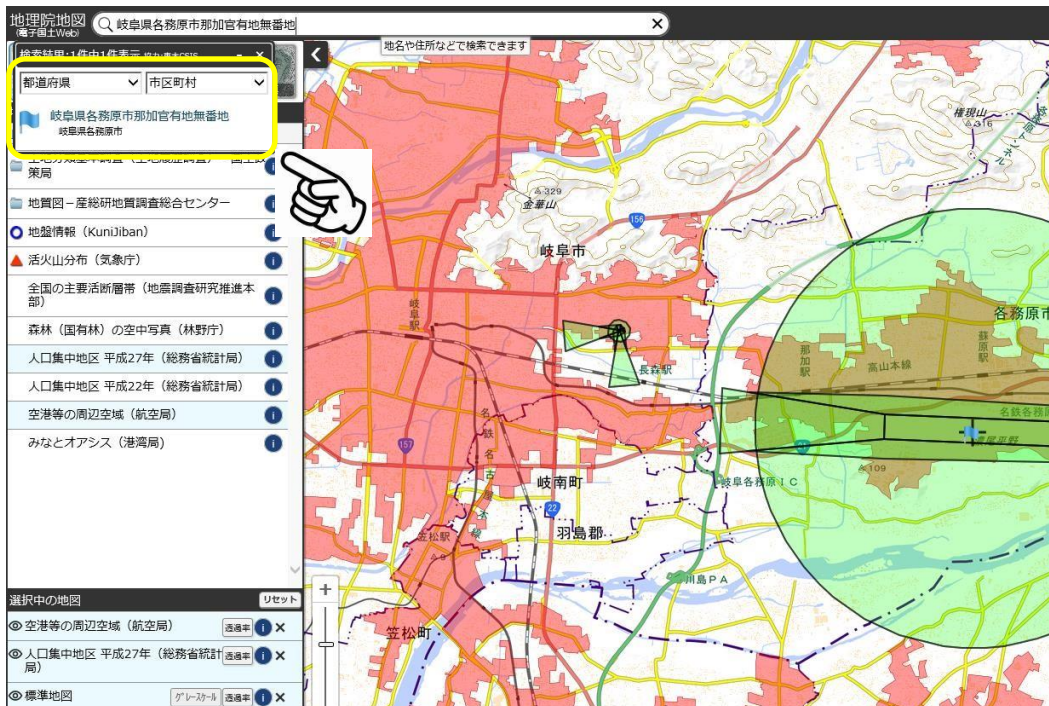
4 留意事項（航空法第132条で規定する）が出ますのでOKを押します。



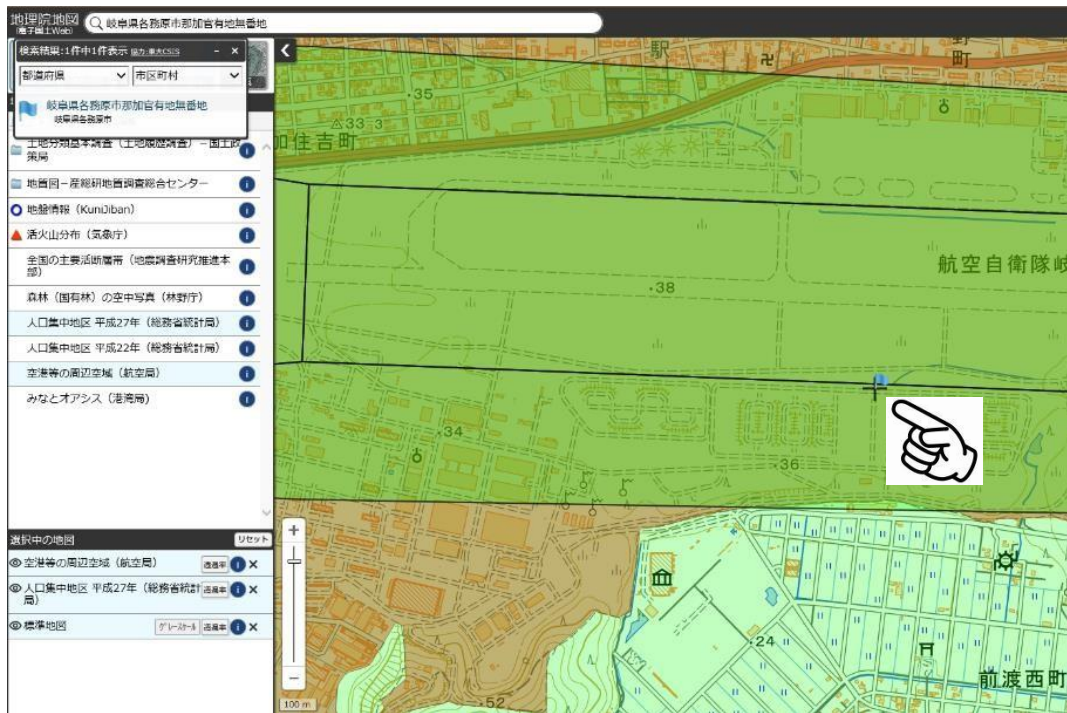
5 画面上部に住所を入力する場所がありますので、照会したい住所を入力します。



6 住所を入力すると左上に検索結果が出ますのでそれをクリックします。



7 青い旗が立ったところが照会したい住所となります。



8 照会したい住所が緑色の円（左右に飛び出した部分を含む）の中であれば航空法により定められた高さ制限のエリアに該当しますので岐阜基地へメールでお問い合わせください。なお、緑色の円の中に入らなければ航空法により定められた高さ制限の対象外となりますので、岐阜基地へ確認の必要はありません。

9 高さ制限のエリアに該当した際の、航空法のお問い合わせは、次の項目を添えて下記のメールアドレスへご連絡ください。確認後、書面にて回答いたします。なお、下記の添付項目に不備がある場合はご回答致しかねますので、ご注意ください。

- (1) 照会する住所
- (2) 照会する住所の区画が記された1：1,500の地図又は同等の地図（PDF）
- (3) 建築する際、クレーンの高さが分かる側面図（PDF）※
- (4) 連絡先（社名、担当者、電話番号）

※ 現時点で建築の予定が無ければ省略可能です。

お問合せ順に上記の資料を確認し、返答を行っております。1週間から3週間ほどお時間をいただく場合がございますので、余裕を持って確認いただくようお願い致します。また、お電話でのお問い合わせは平日9時から16時の間(但し、12時から13時を除く)となります。

メール送付先：航空自衛隊岐阜基地 基地渉外室

gifpub3601@inet.aci.mod.go.jp

問い合わせ手順に質問がある場合：058-382-1101（内線 2271）

※高さ制限の値について、電話でのお答えは行っておりません。